

むつ市農業委員会第 7 7 8 回総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 2 月 1 2 日（水）午前 1 0 時 3 0 分から午前 1 0 時 5 2 分

2. 開催場所 むつ市役所 大会議室 A

3. 出席委員

○農業委員（19 名）

議 席	氏 名
1	水 戸 隆 璽
2	青 木 明
3	蛭 名 修 一
4	杉 山 重 一
5	小 林 義 顯
6	中 嶋 寿 樹
7	柏 谷 均
8	立 花 幸 雄
9	菊 池 秀 藏
1 0	柴 田 峯 生
1 1	鴨 田 輝 雄
1 2	村 口 鉄 雄
1 3	村 口 利 光
1 4	四 ツ 谷 末 藏
1 5	立 花 順 一
1 6	林 忠 久
1 7	嶋 影 秀 子
1 8	工 藤 輝 雄
1 9	坂 本 正 一

○農地利用最適化推進委員（9 名）

地 区	氏 名
第 1 地区	佐 々 木 貢
第 2 地区	齊 藤 榮 佐 男
第 3 地区	杉 山 武 美
第 4 地区	畑 中 光 政
第 5 地区	菅 原 靖 博
第 6 地区	新 堂 真
第 8 地区	瀬 川 博 光
第 9 地区	千 葉 好 二
第 1 0 地区	富 江 佳 奈 子

4. 欠席委員

○農業委員（0名）

○農地利用最適化推進委員（0名）

5. 議事の概要

日程第1	会議録署名委員の指定
日程第2	会期の決定
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る 意見について
議案第3号	令和2年度農作業標準賃金（案）について
議案第4号	下限面積（別段面積）の設定について
報告事項	農地所有適格法人報告書の届出について その他

6. 会議に従事した職氏名

局長	金 浜 達 也
次 長	酒 井 一 雄
主 査	種 市 大 輝
主 事	石 田 洋 利
臨時職員	野 崎 亜梨沙

7. 会議録署名委員

18番	工 藤 輝 雄	19番	坂 本 正 一
-----	---------	-----	---------

8. 会議記録者

農業委員会事務局主査 種 市 大 輝

9. 会 議 の 概 要

議長 (立花会長)	ただいまから、むつ市農業委員会第778回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、19名中19名で定足数に達しております。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により、議長において、18番工藤委員、19番坂本委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の種市主査を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長 (立花会長)	ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。 それでは、議案審議に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、2件を議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	それでは議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。 受付第1号、申請地は大字関根字出戸川目4番ほか2筆、面積合計7,392㎡、申請地は貸付人世帯が耕作してきたものであります。借受後は引き続き水稻の栽培地として利用するものであります。 調査につきましては、1月22日に蛭名委員、杉山委員、杉山武美推進委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 以上で説明を終わります。
議長 (立花会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
蛭名委員	議案第1号受付第1号については、事務局の説明どおり、特に問題となることはありません。
議長 (立花会長)	説明が終わりましたので、受付第1号について質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長 (立花会長)	質疑がありませんので、受付第1号は原案のとおり承認いたしました。 続きまして受付第2号ですが、こちらは私が議事参与の制限に該当しますので、ここで村口会長職務代理者に議長を交代し、退席します。 (立花会長退席)

(村口会長職務代理者議長席へ)

議長(村口
会長職務代理者)

それでは議事を進行いたします。
受付第2号を審議いたします。事務局より説明願います。

事務局

受付第2号、申請地は大字奥内字小渡21番ほか1筆、面積合計9,829㎡、申請地は譲受人が使用貸借して耕作してきたものであります。譲受後も引き続き水稻の栽培地として利用するものであります。

調査につきましては、1月27日に中嶋委員、立花幸雄委員、坂本委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われま。

以上で説明を終わります。

議長(村口
会長職務代理者)

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

立花幸雄委員

議案第1号受付第2号については、事務局の説明どおり、特に問題となることはありません。

議長(村口
会長職務代理者)

説明が終わりましたので、受付第2号について質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長(村口
会長職務代理者)

質疑がありませんので、受付第2号は原案のとおり承認いたしました。
ここで立花会長の入場を許可し、議長を交代いたします。

(村口会長職務代理者自席へ)

議長(立花会長)

それでは、議事を進行いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見について、を議題に供します。事務局より説明願います。

事務局

それでは議案第2号、農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見について、ご説明いたします。申請地は金曲二丁目180番4ほか1筆、面積合計458㎡であります。

申請に至った理由としては、現在親子4人での団地暮らしが手狭になっており、また家賃の値上がりによる家計の圧迫から、住宅を建てることとしたが、土地購入費用まで余裕がなく、やむを得ず当該地を転用することとしたとのことであります。

調査につきましては、1月24日に林委員、工藤委員、佐々木推進委員、事務局により調査をした結果、申請内容については、建ぺい率等特に問題はなく、不許可要件には該当せず、許可相当であると思われま。

以上で説明を終わります。

議長(立花会長)

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありま

したらお願いいたします。

工藤委員

議案第２号受付第１号については、事務局の説明どおり、特に問題となることはありません。

議長（立花会長）

説明が終わりましたので、議案第２号について質疑を許します。
質疑ございませんか。

立花幸雄委員

議案集では第１号と記載されているところがあるので確認したい。

事務局

こちらの誤りですので、第２号に訂正をお願いいたします。

議長（立花会長）

ほかに質疑がありませんので、議案第２号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に議案第３号、令和２年度農作業標準賃金（案）について、を議題に供します。事務局より説明願います。

事務局

それでは議案第３号、令和２年度農作業標準賃金（案）について、ご説明いたします。

農作業標準賃金の算定につきましては、下北の農業は、十和田おいらせ農業協同組合むつ支店が、農業の中心拠点となっておりますことから、例年、十和田市を参考に標準額を決定しております。

先般、十和田市農業委員会へ確認いたしましたところ、県の最低賃金改定により、時給単価が７９０円に上がったことにともない、農作業労働賃金を引き上げる予定であると伺っております。

当市の対応としましては、平成３１年度の農作業労働賃金を、現在の県最低賃金の時給単価で積算しましたところ、当市の労働賃金額が下回っていることから、昨年度から引き上げた農作業標準賃金の案としております。

この賃金単価につきましては、あくまでも目安でありますので、実際には当事者双方の話し合いで決定されるのが望ましいかと思われます。

以上で説明を終わります。

議長（立花会長）

説明が終わりましたので、議案第３号について質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員

（質疑なしの声）

議長（立花会長）

質疑がありませんので、議案第３号は原案のとおり承認いたしました。

次に議案第４号、下限面積（別段面積）の設定について、を議題に供します。事務局より説明願います。

事務局

それでは議案第４号、下限面積（別段面積）の設定について、御説明いたします。

農地の売買・贈与・貸借等には、農地法第３条に基づく農業委員会の許可が必要となっておりますが、許可要件の一つに下限面積が定められております。下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと、生産性が低く、

農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、農地の譲受人又は、借受人が耕作することになる農地面積が、農地取得後に、最低50アール以上でなければ農地法第3条の許可ができないとするものですが、農地法の改正により、地域の平均的な経営規模が小さく地域の実情に合わないなどの場合、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることとなっております。

また、このことについては、農林水産省からの通知により、毎年、別段の面積の設定又は修正の必要性を検討することが求められておりますので、ご審議をお願いするものであります。

今回の下限面積設定基準につきましては、議案第4号の中段に記載してあります、平成27年に行われた農林業センサス2015の数値を参考に設定してあります。

設定面積につきましては、農地法施行規則第17条第1項第3号により、設定区域内において、面積未滿の農家数が総農家数のおおむね4割を下回らないように算定することとされており、下限面積設定基準に記載してありますように、旧むつ市田名部地区を20aとした場合のみが下回ることとなりますが、現在の設定面積、旧むつ市田名部地区30a、旧むつ市大湊地区20a、旧川内町20a、旧大畑町20a、旧脇野沢村20aで、すべての地区で4割を下回らないこととなります。

また、これまでも、この面積設定で何ら支障がないことから、事務局といたしましては、昨年度と同様の設定面積で良いのではないかと考えております。

以上で説明をおわります。

議長(立花会長)

説明が終わりましたので、議案第4号について質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長(立花会長)

質疑がありませんので、議案第4号は原案のとおり承認いたしました。
続きまして、農地所有適格法人報告書の届出について7件、報告事項があります。事務局より説明願います。

事務局

それでは報告第1号、農地所有適格法人報告書の届出について、ご説明いたします。

今回の報告の農地所有適格法人は、「有限会社 エムケイヴィンヤード」
「有限会社 青陵農産」 「農事組合法人 協和農場」
「農事組合法人 下北ファーム」 「有限会社 新栄農場」
「農業生産法人 下北カンブリア農場株式会社」
「株式会社 むつ野菜・果物生産加工センター」の7団体です。

この7団体から農地所有適格法人報告書の提出がありましたので、農地法施行規則第58条及び第59条に規定する添付書類の整備がされていること。また、報告書が適正に記載されていることなどを確認いたしました結果、別紙の農地所有適格法人要件確認書のとおり、「法人形態」、「事業の種類等」、「構成員数」、「農業・農作業従事の状況」等につきまして、7団体とも要件を満たしていることをご報告いたします。

なお、法人によって事業年度が異なることから、例年、この時期の報告
となっているものです。

以上で説明を終わります。

議長(立花会長)

以上で本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、むつ市農業委員会第778回総会を閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員

工 藤 輝 雄

会議録署名委員

坂 本 正 一